

○公共施設統廃合審査特別委員長報告

公共施設統廃合審査特別委員長 長濱 賢一

公共施設統廃合審査特別委員長報告

公共施設統廃合審査特別委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第23号 鳴門市隣保館条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は、3月8日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第23号 鳴門市隣保館条例の一部改正について」は、川崎会館の隣保館としての機能を人権福祉センターに集約することに伴い、川崎会館を廃止することから、所要の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第24号 鳴門市公民館条例及び鳴門市老人憩いの家設置条例の一部改正について」は、桑島公民館及び桑島老人憩いの家の用途を廃止し、桑島老人憩いの家の建物を地域のコミュニティ施設として活用することから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、コミュニティ施設に関する予算を所管する課について質疑があり、理事者からは、市民協働推進課が所管する、との説明がありました。

また、委員からは、コミュニティ施設の管理運営に係る費用負担について質疑があり、理事者からは、現在、詳細を検討しているところであるが、光熱水費等については市が負担する予定である、との説明がありました。

次に、委員からは、コミュニティ施設の名称について質疑があり、理事者からは、地域の方とも話し合いながら名称を検討しており、現在の予定としては「桑島地区コミュニティセンター」とする方向で進めている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。